

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年2月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500392号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500026号

## 第1 結論

1 請求者のA社における令和3年8月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年8月及び同年9月の標準報酬月額については、令和3年8月は36万円から38万円、同年9月は38万円から41万円とする。

令和3年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間(令和2年4月1日から令和3年8月1日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年4月1日から令和3年10月1日まで

A社において、令和2年4月分の給与から加算されるはずだった経験年数の加算がされていなかったため、令和5年9月29日に、令和2年4月分から令和5年6月分までの給与について再計算され、厚生年金保険料の追加分も控除された上で遡って支給された。

しかし、厚生年金保険の記録では、令和2年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額が、再計算後の給与支給額に見合う標準報酬月額より低額で記録されている。また、令和2年7月から令和3年9月までの期間の標準報酬月額については、事業主が報酬月額に係る訂正届を提出したものの、訂正された標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、令和

2年7月から令和3年8月までは36万円、同年9月は38万円と記録されていたことが確認できる。

その後、事業主が、請求者の請求期間を含む令和2年4月から令和5年6月までの期間における不足賃金を同年9月29日に遡って支給したことに伴って提出した、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の訂正届（令和5年11月7日受付）により、請求者の標準報酬月額は、令和2年7月から令和3年8月までは38万円、同年9月は41万円と訂正されたものの、訂正後の標準報酬月額については、当該訂正届の受付時において厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

2 請求期間のうち、令和3年8月1日から同年10月1日までの期間について、事業主から提出された合意書(写)、修正前及び修正後の賃金台帳(写)、不足賃金の支給に伴う計算結果(写)並びにA社の金融機関の口座に係る「振込・振替サービスご利用明細」(写)（以下、併せて「不足賃金の支給に係る資料」という。）によると、事業主は、同年8月及び同年9月に係る上記1の訂正前及び訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の差額を控除した上で令和2年4月から令和5年6月までの期間における不足賃金を、同年9月29日に請求者の預金口座に振り込んでいることが確認できることから、請求者の令和3年8月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の保険給付の対象となる標準報酬月額（令和3年8月は36万円、同年9月は38万円）をいずれも超えていることが認められる。

したがって、令和3年8月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、不足賃金の支給に係る資料により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、同年8月は38万円、同年9月は41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年8月及び同年9月について、請求者の請求内容どおりの月額変更届（令和2年7月改定）及び算定基礎届（令和3年9月決定）を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、令和2年4月1日から同年7月1日までの期間について、不足賃金の支給に係る資料によると、請求者の主張どおり、事業主が、当該期間を含む同年4月から令和5年6月までの期間における不足賃金を同年9月29日に請求者の預金口座に振り込んでいることは確認できるものの、当該不足賃金から、令和2年4月1日から同年7月1日までの期間の厚

生年金保険料について追加で控除された形跡は見当たらない。

また、厚生年金保険法第 23 条第 1 項において、被保険者が継続した 3 か月に受けた報酬の総額を 3 で除して得た額が当該被保険者の標準報酬月額の基本となった報酬月額に比べて著しく高低を生じた場合、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬月額が改定される旨規定されているところ、不足賃金の支給に係る資料によると、請求者の職責給及び功績給（遡って支給された不足賃金を含む。）が令和 2 年 4 月から変動しており、その 3 か月後の報酬月額が著しく高額となった翌月の同年 7 月から標準報酬月額の随時改定が行われることとなるため、同年 4 月から同年 6 月までの期間においては標準報酬月額の改定は行われない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、令和 2 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間のうち、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 8 月 1 日までの期間について、請求者の当該期間の厚生年金保険料については、不足賃金の支給に係る資料によると、事業主は、当該期間に係る上記 1 の訂正前及び訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の差額を控除した上で、令和 2 年 4 月から令和 5 年 6 月までの期間における不足賃金を請求者の預金口座に振り込んでいるものの、当該振込が行われたのは同年 9 月 29 日であることが確認できることから、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、請求内容どおりの保険料控除が行われたとは認められない。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を超える場合である。

したがって、上記のとおり、不足賃金の支給に係る資料により確認できる事業主が源泉控除していたと認められる請求者の令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料額（修正前の賃金台帳（写）により確認できる厚生年金保険料控除額）に見合う標準報酬月額（36 万円）又は、当該期間に係る本来の報酬月額（修正後の賃金台帳（写）により確認できる本来の報酬月額）に基づく標準報酬月額（38 万円）のうち、いずれか低い方の額（36 万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の保険給付の対象となる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法に基づく認定方法により、標準報酬月額の訂正は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 8 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2500419号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2500017号

## 第1 結論

昭和57年\*月から昭和58年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年\*月から昭和58年2月まで

私は請求期間当時、専門学校に通っていたが、昭和57年\*月に20歳になった際、将来のことを考えて、母親から国民年金には加入した方がよいと勧められ、A市B区役所において、母親又は姉が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、私がC郵便局において毎月納付し、私が納付できない時は、母親又は姉が郵便局や銀行において納付してくれていたと記憶している。

国民年金に加入した際に発行された年金手帳や、国民年金保険料を納付した際に受け取った領収書等は残っていないものの、国の記録において、請求期間に係る保険料が未加入による未納となっていることは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、母親又は姉が請求者の国民年金の加入手続を行ってくれた旨主張しているが、請求者の国民年金の加入手続を行ったとする母親及び姉は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない上、請求者は、国民年金の加入手続に直接関与していないことから、請求者に係る国民年金の加入手続の状況が不明である。

また、請求者の請求期間に係る国民年金保険料については、請求者は、自身、母親又は姉が納付していた旨主張しているが、オンライン記録によると、請求者が請求期間直後に加入したD共済組合の組合員資格取得日である昭和58年3月1日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金の加入手続を行い、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に

係る国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間における住所地であったとするA市B区は、請求期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料については保管していない旨回答している。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付先であったとする郵便局及びE銀行（現在は、F銀行）は、いずれも受付日から10年を超える期間の入出金明細は発行できない旨陳述しており、請求者の請求期間当時の入出金に係る記録を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。